

災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令 参照条文

目次

○	災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）（抄）	1
○	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）	1
○	道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（抄）	2
○	大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）（抄）	2
○	大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）（抄）	2
○	スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律施行令（平成二年政令第三百七十一号）（抄）	3
○	スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律（平成二年法律第五十五号）（抄）	3
○	原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第九十五号）（抄）	3
○	原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）（抄）	4
○	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（抄）	4
○	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号）（抄）	4

○ 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）（抄）

第三十二条の二 法第七十六条第一項の政令で定める車両は、次に掲げるもの（第二号に掲げる車両にあつては、次条第三項の規定により当該車両についての同条第一項の確認に係る標章が掲示されているものに限る。）とする。

- 一 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第三十九条第一項の緊急自動車
- 二 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両（前号に該当するものを除く。）

第三十三条 都道府県知事又は公安委員会は、前条第二号に掲げる車両については、当該車両の使用者の申出により、当該車両が同号の災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。

2 前項の確認をしたときは、都道府県知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、内閣府令で定める様式の標章及び証明書を交付するものとする。

3 前項の標章を掲示するときは、当該車両の前面の見やすい箇所これをすることをし、同項の証明書を当該車両に備え付けるものとする。

4 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第九条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第十二条第一項の規定による確認は第一項の規定による確認と、同条第二項の規定により交付された標章及び証明書は第二項の規定により交付された標章及び証明書とみなす。

○ 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）

（災害応急対策及びその実施責任）

第五十条 災害応急対策は、次に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。

- 一 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
  - 二 消防、水防その他の応急措置に関する事項
  - 三 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
  - 四 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
  - 五 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
  - 六 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
  - 七 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
  - 八 緊急輸送の確保に関する事項
  - 九 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項
- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

（災害時における交通の規制等）

第七十六条 都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第三十九条第一項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

2 (略)

○ 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（抄）

(通行区分)

第十七条 車両は、歩道又は路側帯（以下この条において「歩道等」という。）と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第四十七条第三項若しくは第四十八条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。

2 (略)

(緊急自動車の通行区分等)

第三十九条 緊急自動車（消防用自動車、救急用自動車その他の政令で定める自動車で、当該緊急用務のため、政令で定めるところにより、運転中のものをいう。以下同じ。）は、第十七条第五項に規定する場合のほか、追越しをするためその他やむを得ない必要があるときは、同条第四項の規定にかかわらず、道路の右側部分にその全部又は一部をはみ出して通行することができる。

2 (略)

○ 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）（抄）

(緊急輸送車両であることの確認)

第十二条 都道府県知事又は公安委員会は、車両の使用者の申出により、当該車両が法第二十四条に規定する緊急輸送を行う車両であることの確認を行うものとする。

2 前項の確認をしたときは、都道府県知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、内閣府令で定める様式の標章及び証明書を交付するものとする。

3 前項の標章は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとし、同項の証明書は当該車両に備え付けるものとする。

○ 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 (略)

十四 地震防災応急対策 警戒宣言が発せられた時から当該警戒宣言に係る大規模な地震が発生するまで又は発生するおそれがなくなるまでの

間において当該大規模な地震に関し地震防災上実施すべき応急の対策をいう。

(交通の禁止又は制限)

第二十四条 強化地域に係る都道府県又はこれに隣接する都道府県の都道府県公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合において、当該強化地域内の居住者、滞在者その他の者の避難の円滑な実施を図るため必要があると認めるとき、又は地震防災応急対策に従事する者若しくは地震防災応急対策に必要な物資の緊急輸送その他地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、必要な限度において、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

○ スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律施行令（平成二年政令第三百七十一号）（抄）

（スパイクタイヤの使用が禁止されない自動車）

第二条 法第七条ただし書の政令で定める自動車は、次に掲げるものとする。

一（三）（略）

四 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第三十三条第一項又は大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第十二条第一項の確認を受けた自動車

五・六（略）

七 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第四条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に肢体不自由の程度又は心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の特別項症から第六項症まで又は別表第一号表ノ三の第一款症から第三款症までである者として記載されている者でその戦傷病者手帳を携帯しているものが運転している自動車

○ スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律（平成二年法律第五十五号）（抄）

（スパイクタイヤの使用の禁止）

第七条 何人も、指定地域内の路面にセメント・コンクリート舗装又はアスファルト・コンクリート舗装が施されている道路の積雪又は凍結の状態にない部分（トンネル内の道路その他の政令で定める道路の部分を除く。）において、スパイクタイヤの使用をしてはならない。ただし、消防用自動車、救急用自動車その他の政令で定める自動車に係るスパイクタイヤの使用については、この限りでない。

○ 原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第九十五号）（抄）

（災害対策基本法施行令の規定の読替え適用）

第八条 原子力災害についての災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
---------	-----------	---------

(略)	(略)	(略)	(略)
第二十條の三 第一号	災害が発生し、又は発生す るおそれがある場合	原子力緊急事態宣言（原子力災害対策特別措置法第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言を いう。）があつた時から原子力緊急事態解除宣言（同条第四項に規定する原子力緊急事態解除宣言 をいう。）があるまでの間	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
第三十一条第 一項	法第七十五条	原子力災害対策特別措置法第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十五条	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

○ 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）（抄）  
（政令への委任）

第三十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（抄）  
（国民の保護のための措置の実施時における交通の規制の手続等）

第三十九条 法第百五十五条第一項の規定による緊急通行車両以外の車両の道路における通行の禁止又は制限の手続、同項の政令で定める車両及び同条第二項において読み替えて準用する災害対策基本法第七十六条の五の規定による国家公安委員会の指示については、災害対策基本法施行令第三十二条から第三十三条の二まで（第三十三条第四項を除く。）の規定の例による。

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）（抄）  
（交通の規制等）

第百五十五条 都道府県公安委員会は、住民の避難、緊急物資の運送その他の国民の保護のための措置が的確かつ迅速に実施されるようするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三十九条第一項の緊急自動車その他の車両で国民の保護のための措置の確かつ迅速な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

2 (略)